

所得税、市民税・県民税

申告の受け付けは2月16日(火)から

所得税の確定申告

譲渡所得を含む所得税の確定申告は、2月16日(火)～3月15日(月)(土・日曜日を除く、2月21日(日)・28日(日)は受け付け)の午前9時～午後5時に、一宮市場産業フアッションデザインセンターで受け付けます。混雑状況によっては案内を早めに終了する場合があります。なお期間中、一宮税務署では作成指導しません。郵送や税務署の時間外収受箱に投かんする方法でも提出できます。申告書は、手引きなどを参考に自分で書いてみましょう。提出前には、誤りや添付書類の漏れがないかをご確認ください。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用すると確定申告書などが作成できます。また2月2日(火)～5日(金)の午前9時15分～午後5時(5日は正午まで)にアスナル金山(金山総合駅北側)で、パソコンでの確定申告書の作成をお手伝いします。

所得税の確定申告をしなければならない方
事業主はもちろん、サラリーマンでも、次の場合は申告が必要です。

▽事業所得・不動産所得などの21年中の所得金額の合計額から、配偶者控除・扶養控除・基礎控除などの所得控除の合計額を差し引いて計算した税額が、配当控除額よりも多い

▽給与の年収が2000万円を超える

▽給与と所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える

▽給与を2力所以上から受けている

申告すると所得税が還付される方
確定申告をする必要のないサラリーマンでも、次の場合は申告すると所得税が還付されることがあります。

▽多額の医療費を支払った

▽災害や盗難に遭った

▽退職し、年末調整を受けていない

▽住宅をローンなどで取得した

なお住宅借入金等特別控除には、取得した家屋・土地の登記事項証明書、住民票・工事請負契約書・売買契約書の写し、住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書、21年分給与所得の源泉徴収票が必要です。

確定申告にはe-Taxが便利

所得税の確定申告期間内は24時間、インターネットを利用して自宅や事務所等で確定申告ができます。混雑する会場へ行く必要がなく便利です。e-Taxで申告期限内に確定申告をすると、所得税額から最高5000円が控除される場合があります。

なおe-Taxを利用するには、公的個人認証サービスの電子証明書の取得などが必要です。詳しくは、e-Taxホームページ(<http://www.e-tax.go.jp>)をご覧ください。

市民税・県民税の申告

市民税の申告は、一宮・尾西・木曾川会場で受け付けます。今年の1月1日現在、市内に住んでいて、次に該当する方は、申告が必要です。

▽21年中に所得があった

▽勤務先から一宮市へ給与支払報告書が提出されていない

▽給与と所得のほか、配当や不動産などの所得があった

▽給与の支払いを2力所以上から受けた

▽盗難や火災などの雑損控除や医療費控除などを受ける

なお市内に住所がなくても、事務所・事業所・家屋敷などを所有している方

は申告してください。ただし次の場合は不要です。

▽所得税の確定申告をした(確定申告書の「住民税・事業税に関する事項」欄に必要事項をご記入ください)

▽給与と所得が公的年金だけで、一宮市へ支払報告書が提出されている

申告に必要な書類

医療費控除

医療費控除を受ける場合は、医院・薬局・介護施設などの領収書や証明書などが必要です。特におむつ代は医師が発行した「おむつ使用証明書」と、支出したおむつ代の領収書が必要です。

おむつ代による医療費控除が2年目以降の場合、介護保険の要介護認定を受け一定の条件を満たす方は、高年福祉課が交付するおむつ使用の確認書と領収書でも受け付けます。

社会保険料控除など

社会保険料・小規模企業共済等掛金・生命保険料・地震保険料などの控除を受ける場合には、証明書などを添付してください。国民年金保険料・国民年金基金掛金(国民年金保険料)・国民年金基金掛金(国民年金保険料)・国民年金基金掛金(国民年金保険料)を添付してください。



所得 税		期間 (土・日曜日を除く)	申告会場	問い合わせ
		2月16日(火)～3月15日(月) ※2月21日(日)・28日(日)は受け付け	ファッションデザインセンター	一宮税務署 ☎(72)4331
市県民税	一宮会場	2月16日(火)～3月15日(月)	一宮庁舎2階大会議室	市役所市民税課 ☎(28)8963
	尾西会場	2月16日(火)～3月1日(月)	尾西庁舎東館6階大ホール	
	木曾川会場	3月2日(火)～15日(月)	木曾川庁舎2階講堂	

※期限間近は大変混雑しますので、早めにお済ませください。

税理士による無料税務相談

▼対象/20年分の所得金額が300万円以下で、19年分の消費税の課税売上高が3,000万円以下の方

▼持ち物/

▽税務署から送付された書類

▽19・20年分の所得税の確定申告書(控)、青色申告決算書(控)または収支内訳書(控)

▽源泉徴収票・各種控除証明書・領収書・印鑑・預金通帳ほか

▼その他/次に該当する方は、確定申告会場(ファッションデザインセンター)をご利用ください。

▽贈与税の申告をする

▽譲渡所得・山林所得の申告をする

▽税務署から来署案内の文書が送付されている

▽消費税の計算が複雑である、記帳・記録の保存状態が悪いなど、申告書の作成に時間がかかる

税理士による無料税務相談	期間 (土・日曜日を除く)	相談会場
	2月16日(火)～3月8日(月)	ファッションデザインセンター
	2月19日(金)～25日(木)	尾西庁舎東館6階大ホール
	3月2日(火)～5日(金)	木曾川庁舎2階講堂
	時間は午前9時30分～正午・午後1時～4時	

問い合わせ

一宮税務署

☎(72)4331

パート収入の主婦と税 ～所得税・市県民税～

課税される所得金額は、パートの年収から給与所得控除金額(最低65万円)や基礎控除(所得税38万円・住民税33万円)などの所得控除額を差し引いた残額になります。パートの収入と税の関係は表1のとおりです。

配偶者控除・配偶者特別控除

夫に所得があり、妻がパートで働く場合、妻の収入が103万円以下であれば、夫の所得金額から配偶者控除が差し引かれます。また妻の収入が103万円を超えても141万円未満であれば、配偶者特別控除が差し引かれます(表2)。

ただし配偶者特別控除は、夫の合計所得金額が1,000万円(給与収入で1,231万円)を超える方は受けられません。

■表1：パート収入に対する税金

妻のパート年収	妻の税金			夫の税金の控除	
	所得税	市県民税(所得割)	市県民税(均等割)	配偶者控除	配偶者特別控除
97万円以下	かからない	かからない	かからない	受けられる	受けられない
97万円超100万円以下		かかる	かかる		
100万円超103万円以下					
103万円超141万円未満	受けられない			受けられる	
141万円以上		受けられない			

※パート収入のほか所得がなく、所得控除は基礎控除だけで計算した場合の例

■表2：配偶者控除・配偶者特別控除の額

妻のパート年収	所得税		市県民税	
	配偶者控除	配偶者特別控除	配偶者控除	配偶者特別控除
103万円以下	38万円		33万円	
103万円超 105万円未満	38万円		33万円	
105万円以上110万円未満	36万円		33万円	
110万円以上115万円未満	31万円		31万円	
115万円以上120万円未満	26万円		26万円	
120万円以上125万円未満	21万円	配偶者特別控除	21万円	
125万円以上130万円未満	16万円		16万円	
130万円以上135万円未満	11万円		11万円	
135万円以上140万円未満	6万円		6万円	
140万円以上141万円未満	3万円		3万円	
141万円以上	0円		0円	

12月定例市議会 51議案を可決

12月定例市議会は、11月30日～12月21日に22日間の会期で開かれ、21年度一般会計補正予算案・条例案などの議案(承認・認定・同意・諮問を含む)が審議され、51議案が可決されました。

予算関係

今回の補正予算は、国・県補助金等の決定や内定による関係経費の補正、上半期の予算執行による各種経費の過不足調整、給与改定による人件費の減額のほか、新型インフルエンザワクチン予防接種関連経費、小中学校用地購入費、財政調整基金の積み立てなどを計上しました。

その結果、補正予算の規模は、一般会計が10億3264万9千円の増、特別・企業会計が23億4792万9千円の減、合計で13億1528万円の減となりました。

補正後の一般会計総額は、974億4700万8千円(前年同期比4・4%の増)となり、全会計では、218億655万1千円(前年同期比5・7%の減)となりました。

一般会計の主な事業費

【総務費】
▽マスコットキャラクター公募関係経費 63万5千円

【民生費】

▽(仮称)小信中島児童クラブ開設関係経費 365万8千円

【衛生費】

▽新型インフルエンザワクチン予防接種関係経費 1億4310万4千円

【土木費】

▽新一宮尾西線道路改築事業費 1億7376万9千円

【教育費】

▽学校用地購入費 1億3196万5千円

【諸支出金】

▽財政調整基金積立金 3億円
これらの事業費に必要な主な財源として、市税2億999万7千円、国庫支出金4億7907万4千円、県支出金4億37万3千円、諸収入1億3422万2千円などを充てます。また企業会計の主なものは、病院事業会計で東館感染症室・結核病床変更設計委託料1242万4千円です。

3月議会開催日程

議事調査課
☎(28)9139

会期 3月1日(月)～26日(金)

▶本会議(一宮庁舎議場)

開 会…1日(月)
一般質問…5日(金)・9日(火)・10日(水)
閉 会…26日(金)

▶委員会(一宮庁舎第1委員会室)

企画総務…12日(金) 福祉健康…15日(月)
教育次世代…16日(火) 建設水道…17日(水)
経済環境…18日(木)

※請願の締め切り…4日(木)

※本会議は自由に傍聴できます。一宮庁舎モニター室、尾西・木曾川庁舎に設置のモニターテレビでも視聴できます。

※委員会の傍聴は当日午前9時10分までに申請が必要です(抽選で3人)。モニター室で音声だけの傍聴もできます。

※写真撮影・録画はできません。

条例関係

改正された主な条例は、次のとおりです。

▽一宮市保健センターの設置及び管理に関する条例
▽一宮市病院事業の設置等に関する条例

人事案件

教育委員会委員に川合綾子さん(木曾川町外割田)を任命する議案と公平委員会委員に真野幸雄さん(千秋町勝栗)を選任する議案がそれぞれ同意され、人権擁護委員の候補者に長谷川響子さん(川田町5丁目)、小島正道さん(佐千原)、脇田みさ子さん(柚木風)、加藤公雄さん(丹陽町五日市場)、綾織

詳しくはホームページ・会議録で

本会議の内容をお知らせするために、会議録を配置しています。また市ホームページからも、会議録と録画映像が見られます。

▼配置場所/市資料コーナー(一宮・尾西・木曾川庁舎1階、市立図書館(豊島・尾西・玉堂記念木曾川))

なお12月定例市議会の会議録は、3月上旬に配本・公開予定です。

【問】議事調査課 ☎(28)9139

給食費・学用品費など 就学費用を援助

学校教育課
▼☎(84)00010

市では、子どもを小中学校へ行かせるのに金銭的にお困りの保護者に、給食・学用品などの費用を援助します。対象は主に次に該当する方です。ご希望の方は市内の小中学校、学校教育課へご相談ください。

▽世帯全員の市民税が非課税か減免された

▽固定資産税が減免された

▽国民年金保険料が免除された

▽国民健康保険税が減免か徴収が猶予された

▽児童扶養手当を受けている

小学校の就学通知書は 届きましたか

教育文化部総務課
▼☎(84)00008

4月に新しく小学校へ入学する児童は、平成15年4月2日～16年4月1日に生まれた方です。教育委員会では、1月下旬に対象の保護者へ就学通知書を送付しました。2月中旬に届かない場合はご連絡ください。

外国籍の入学希望者は手続きを

市内の小学校へ入学を希望する外国籍の方が、入学手続きを済ませていな

い場合は、子どもの外国人登録証明書を持参の上、木曾川庁舎教育文化部総務課で手続きをしてください。

市ホームページなどへの バナー広告を募集

行政課
▼☎(28)8956

▼募集内容／4月16日(金)～23年4月15日(金)に掲載する①市ホームページのトップページ②15枠③一宮市民活動情報サイト④5枠⑤一宮子育て支援サイト⑥10枠⑦⑧は1カ月単位での申し込み可) ▼規格／縦70ピクセル・横140ピクセルのJPEGまたはGIFで、①5KB②③50KB以内(①はアニメーション不可) ▼料金／①月1万円②③年3万4500円(1枠当たりで税込み) ④⑤は21年度から継続して掲載する場合は2万4000円) ▼申し込み／3月5日(金)までに申込書と広告案を一宮庁舎行政課(①は4月以降の申込期限は毎月16日、掲載開始日は翌月16日。16日が土・日曜日、祝休日の場合は翌日) ▼その他／要綱などに基づき審査あり。掲載規格の詳しいことは、一宮市ホームページ広告作成ガイドライン・一宮市民活動情報サイト等バナー広告掲載要領を確認。要綱・申込書などは市ホームページからダウンロード可

市営駐車場 定期駐車券利用者を募集

▼利用期間／4月1日(木)～23年3月31日(木)

▼対象駐車場／一宮駅東地下駐車場・銀座通公共駐車場・本町自動車整理場・栄自動車整理場

▼申し込み／3月1日(月)～7日(日)の午前7時～午後12時に①は一宮駅東地下駐車場管理人室、②は本町自動車整理場管理人室、③は栄自動車整理場管理人室(抽選、1人1台1区分、複数の申し込みは無効)

駐車場	種類	利用時間	料金(1カ月)
① 一宮駅東地下	全日	終日	15,750円
	昼間	午前7時～午後12時	10,500円
	夜間	午後8時30分～午前8時30分	5,250円
② 本町	昼間	午前7時～午後12時	10,000円
	夜間	午後8時30分～午前8時30分	5,000円
③ 栄	昼間	午前7時～午後12時	10,000円

※午前1時～7時は閉鎖

【問】管財課 ☎(28)8961

ジャパン・ テキスタイル・ コンテスト2009 優秀作品展



▼日時／2月3日(水)～7日(日) 午前10時～午後6時 ▼会場／名鉄百貨店一宮店

▼内容／グランプリなど入賞作品59点を展示

併催行事

手織りのコースター作り

▼日時／2月3日(水)～7日(日) 午前10時～正午・午後1時～4時

▼料金／無料 ▼申し込み／当日直接会場

一宮モーニング新メニュー試食会

▼日時／2月3日(水)～5日(金) 午前10時～正午

▼内容／優秀作品展のアンケート回答者各日先着100人に新メニューを無料で提供

【問】ジャパン・テキスタイル・コンテスト
開催委員会(ファッションデザイン
センター内) ☎(46)1361

伝承教育等講師の登録・活用を

高年福祉課

▼☎(28)9021

▼対象／市内在住のおおむね60歳以上で、知識や技能がある健康な方 ▼指導分野／伝承文化、教養向上・学習、生活文化・生活技能、健康増進 ▼登録方法／講師登録書を一宮庁舎高年福祉課 ▼その他／地域や学校などで講師の派遣を希望する団体はご連絡ください。

「尾張一宮の水」を販売

営業課

▼☎(28)8622

地震などの災害時に備えて、飲料水を確保していますか。市では、災害用備蓄飲料水「尾張一宮の水」400箱を、期間限定で先着順に販売します。人が生きていくためには、1日当たり3ℓの飲み水が必要とされています。この機会に、ぜひご用意ください。 ▼料金／1箱1500円(24本入り・1本475ml) ▼申し込み／3月1



日)〜31日(水)に電話で営業課、または住所・氏名・電話番号・箱数を記入の上、ファクス(FAX)(61)4911) ▼その他／1世帯当たり5箱まで。賞味期限は25年6月11日

国民年金保険料

クレジットカードや

口座振替で納付できます

保険年金課

▼☎(28)9014

国民年金保険料は、現金払いだけでなく、口座振替で納付できます。年間の保険料をまとめて支払う場合、口座振替の方が現金払いより割引額が多くなります。毎月納付する場合でも、翌月ではなく、その月に引き落とす手続きをすれば、割引が受けられます。口座振替は引き落としを希望する金融機関や年金事務所へお申し込みください。クレジットカードによる納付は、毎月払いとまとめ払い(年間分・半年分)があります。まとめ払いの割引額は、現金払いと同じです。希望する方は、年金事務所へお申し込みください。申込用紙は一宮庁舎保険年金課、尾西・木曾川庁舎窓口課、出張所でも配布しています。 なお22年度分をまとめて支払う場合は、早めに手続きをお済ませください。詳しくは、一宮年金事務所(☎(45)1415)へお尋ねください。

マンションを入札で売り払い

管財課

▼☎(28)8961

▼入札日時／2月19日(金) 午前10時 ▼入札会場／一宮庁舎北分庁舎2階入札室 ▼内容／小信中島字郷南34-1中島住宅1006号(市所有、床面積62.71㎡、敷地権割合88分の1、最低価格372万円) ▼受付期間／2月5日(金)〜18日(木) (土・日曜日、祝日を除く) ▼その他／保証金20万円が必要。必要書類などはお尋ねください。

22年度学校体育施設
利用団体は登録を

スポーツ課

▼☎(84)0016

学校体育施設を定期使用するには登録が必要です。22年度に利用する団体は、次のとおりご登録ください。4月以降の追加登録はできません。

▼登録資格／市内在住・在勤・在学の10人以上で構成し、スポーツ活動が目的で、登録者全員が傷害保険などに加入している団体(営利を除く) ▼申し込み／3月1日(月)〜31日(水)に登録申請書などを木曾川庁舎スポーツ課(土・日曜日、22日(休)を除く)、産業体育館・尾西スポーツセンター・木曾川体育館(月曜日・23日(火)を除く) ▼その他／登録申請書などは市ホームページから

住居表示実施区域内での
新築・取り壊しなどは届け出を

まちづくり課

▼☎(28)8633

住居表示区域内の住所は、土地の地番ではなく建物に番号を付け、「○○×丁目□番△号」と表示します。市内では、土地区画整理事業の完了区域と麓屋地区が該当します。

この区域内で建物の新築・取り壊し、出入り口の変更を行う場合は、尾西庁舎まちづくり課へ届け出てください。住所が新設・抹消・変更になります。なお破損したり古くなったたりした表示板は無料で交換します。

農業委員会委員の
選挙人名簿を縦覧

選挙管理委員会事務局

▼☎(28)8958

農業委員会委員の選挙人名簿は、登録資格がある方の申請により、毎年1月1日現在で作成します。申請した方は、登録確認のため選挙人名簿を縦覧できます。

▼縦覧日時／2月23日(火)〜3月9日(火) 午前8時30分〜午後5時 ▼縦覧場所／一宮庁舎選挙管理委員会事務局(土・日曜日は宿直室)

青少年健全育成推進大会

「地域のきずなで青少年を
いじめや非行から守ろう」

青少年センター

☎(73) 1158

- ▼日時／2月12日(金) 午後1時30分～4時10分
- ▼会場／一宮市民会館
- ▼内容／記念講演、市内中学校区青少年健全育成会実践発表
- ▼料金／無料
- ▼申し込み／当日直接会場

記念講演

- ▼演題／「思春期の子どもをもつ親としての心構え」
- ▼講師／江口昇勇さん(愛知学院大学教授)

2月は家庭の日強調月間

「親と子の対話がつくるよい家庭」

青少年センター

☎(73) 1158

毎月第3日曜日は「家庭の日」、毎年2月は「家庭の日強調月間」です。子どもの健やかな成長と家族がふれあつ明るい家庭づくりのため、次のことを心掛けましょう。

- ▼家族で話し合える時間を持つ
- ▼親子で読書する時間を持つ
- ▼家族そろって食事をする
- ▼家庭生活のルールを作る
- ▼家事を家族で分担する
- ▼家族で地域活動に参加する
- ▼家庭でノーテレビデー・ノーゲーム

違反簡易広告物の 除却活動ボランティアを募集

デー・ノー残業デーなどをつくる

公園緑地課

☎(28) 8634

- ▼応募資格／市内在住・在勤・在学の20歳以上の方で構成する3人以上の団体
- ▼内容／はり紙・立て看板などの違反簡易広告物を取り除く(軍手・ニッパーなどの道具を貸与)
- ▼申し込み／2月1日(月)～26日(金)(消印有効)に申込用紙を郵送
- ▼その他／申込用紙は一宮・尾西・木曾川庁舎、出張所などで配布(市ホームページからダウンロード可)。3人に満たない場合はご相談ください。

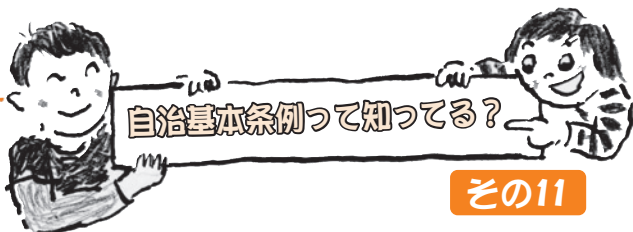
分区分園の利用者を募集

「野菜や草花の栽培を
楽しんでみませんか」

公園緑地課

☎(28) 8634

- ▼応募資格／市内在住で十分な管理ができる方
- ▼利用期間／4月～25年3月
- ▼募集区画／森本1丁目の81区画(1世帯当たり1区画20㎡)
- ▼料金／年5000円
- ▼申し込み／2月8日(月)～26日(金)に尾西庁舎公園緑地課・木曾川庁舎窓口課・丹陽町出張所ほか
- ▼その他／3月5日(金)の午前10時から尾西庁舎東館5階会議室Eで公開抽選



その11

条例ができると 何がどう変わるの？

今回は、条例ができただけで、わたしたちの暮らしがどう変わるかについてお話しします。「何にも変わらないんじゃないの?」「条例ができただけでさえない気付かないかも」変わります。条例をきっかけに、一宮市がさらに住みよいまちに変わります。

市民の声を市政に

一般的に自治基本条例は、「参加」が大きなテーマとなることが多く、市民の声を市政に生かす制度や仕組みなどを整備することにつながります。併せてみんなで情報を共有できるようにすれば「市民参加」が一層進み、市民の声が市政により反映されやすくなります。

市民の力をまちづくりに

「協働」も大きなテーマとなることが多く、市民・議会・市役所が一緒にまちを良くする仕組みやルールなどを整備することにつながり

ます。町内会やNPOなど、まちづくりに頑張っている市民の活動を大切に、みんなで参加・支援しようという自治基本条例もあります。議会や市役所だけでなく、市民もまちを良くしていくという制度が整います。

条例制定は、終わりでなく始まり

制定されてからは、条例の趣旨や精神を実現するために、具体的な制度や仕組みを整備し、みんなが一丸となり、目的に向かって努力しなければなりません。市民も議会も市役所もこの条例をうまく使って、住みよいまちをぜひ実現したいものです。

※考える会の提言書と素案検討委員会開催状況は、市ホームページ、市資料コーナー(一宮・尾西・木曾川庁舎1階)、市立図書館(豊島・尾西・玉堂記念木曾川)で閲覧できます。

【問】企画政策課 ☎(28)8952